

○ 国家公務員法と検察庁法の対応

		検察庁法		国家公務員法	
		改正案	現行	改正案	現行
		<p>第六十条の二 任命権者は、年齢 六十年に達した日から第八十一 条の六第一項に規定する定年退 職日の前日までの間に退職した 者（以下この条及び第八十二条 第二項において「定年前退職者 」といふ。）又は自衛隊法（昭 和二十九年法律第二百六十五号）</p>	<p>（定年前退職者等の短時間勤務 官職への再任用）</p>	<p>第三章 職員に適用される基準 第二節 採用試験及び任免 第四款 任用</p>	
			<p>（新設）</p>		

の規定により退職した者のうち定年前退職者に準ずるものとして人事院規則で定める者（第三項において「自衛隊法による定年前退職者」という。）を、人事院規則で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事院規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の官職（当該官職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務をする官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種のものを占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるものをいう。第三項及び第四項において同じ。）（一般職の職員の給与に関する法律別表第十一に規定する指定職俸給表の適用を受ける職員が占める官職（第四項及び第六節第一款第二目において「指定職

「と、いう。」を除く。）に採用することができる。

② 前項の規定により採用された

職員（次項及び第四項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の任期は、採用の日から当該職員について第八十一条の六第一項及び第二項の規定の適用があるものとした場合における当該職員の同条第一項に規定する定年退職日までとする。

③ 任命権者は、定年前退職者及び自衛隊法による定年前退職者以外の者を短時間勤務の官職に採用することができず、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員を短時間勤務の官職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

④ 任命権者は、定年前再任用短時間勤務職員を、常時勤務を要

する官職又は短時間勤務の官職  
(指定職に限る。) に昇任し、  
降任し、又は転任することがで  
きない。

第六節 分限、懲戒及び保障  
第一款 分限

(身分保障)

第七十五条 職員は、法律又は人事院規則で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはない。

② 職員は、法律又は人事院規則で定める事由に該当するときは、降給されるものとする。

第二十五条 (略)

第二十五条 檢察官は、前三条の場合を除いては、その意思に反して、その官を失い、職務を停止され、又は俸給を減額されることはない。但し、懲戒処分による場合はこの限りでない。

第七十五条 職員は、法律又は人事院規則に定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはない。

② 職員は、人事院規則の定める事由に該当するときは、降給されるものとする。

第二目 管理監督職勤務上  
限年齢による降任

(新設)

(管理監督職勤務上限年齢によ  
る降任)

第九条 各地方検察庁に検事正各

一人を置き、一級の検事（年齢が六十三年に達した者を除く。）をもつて充てる。

② (略)

第十条 二人以上の検事又は検事及び副検事の属する各区検察庁に上席検察官各一人を置き、検事（年齢が六十三年に達した者

を除く。）をもつて充てる。

② (略)

第十二条 次長検事及び検事長は、年齢が六十三年に達したときは、年齢が六十三年に達した日の翌日に、検事に任命されるものとする。

第九条 各地方検察庁に検事正各一

人を置き、一級の検事を以てこれに充てる。

② (略)

第十条 二人以上の検事又は検事及び副検事の属する各区検察庁に上席検察官各一人を置き、検事を以てこれに充てる。

② (略)

(新設)

第二十二条 (略)

第八十一条の二 任命権者は、管理監督職（一般職の職員の給与に関する法律第十条の二第一項に規定する官職及びこれに準ずる官職のうち人事院規則で定めるもの並びに指定職（これらのうち病院、療養所、診療所その他部局又は機関に勤務する医師及び歯科医師が占める官職その他のその職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることによりこの条の規定を適用することが著しく不適当と認められる官職として人事院規則で定めるものを除く。）をいう。以下この目及び第八十一条の七第一項において同じ。）を占める職員でその占める管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達しているものについて、当該管理監督職勤務上限

る降任等)

(新設)

年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間（以下「異動期間」という。）に、管理監督職以外の官職又は当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職（以下この目においてこれらの官職を「他の官職」という。）への降任又は転任（降給を伴うものに限る。）をするものとする。ただし、異動期間（第八十一条の五第一項から第三項までの規定により延長された異動期間を含む。）に、この法律の他の規定により当該職員について他の官職への昇任、降任若しくは転任をした場合又は当該職員が離職若しくは死亡をした場合は、この限りでない。

② 前項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢六十年とする。ただ

し、次の各号に掲げる管理監督職を占める職員の管理監督職勤務上限年齢は、当該各号に定める年齢とする。

一 事務次官及びこれに準ずる管理監督職のうち人事院規則で定めるもの 年齢六十二年

二 前号に掲げる管理監督職のほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより管理監督職勤務上限年齢を年齢六十十年とすることが著しく不適當と認められる管理監督職として人事院規則で定めるもの六十年を超えて六十四年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢

(3) 第一項の規定による他の官職への降任又は転任（降給を伴うものに限る。）（以下「他の官職への降任等」という。）を行

うに当たつて任命権者が遵守すべき基準に関する事項その他の他の官職への降任等に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

第二十条 (略)

② 前項の規定により検察官に任命することができない者のほか

年齢が六十三年に達した者は、次長検事又は検事長に任命することができない。

第二十条 (新設)

(略)

(管理監督職への任用の制限)  
第八十一条の三 任命権者は、管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している者を、その者が当該管理監督職を占めているものとした場合における前条第一項の規定により定められた異動期間の末日の翌日（他の官職への降任等をされた職員にあつては、当該他の官職への降任等をされた日）以後、当該管理監督職に採用し、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(新設)

(適用除外)

【検察官には適用なし】

第八十一条の四 前二条の規定は

、臨時的職員その他の法律によ  
り任期を定めて任用される職員

には適用しない。

(新設)

【検察官には適用なし】

(管理監督職勤務上限年齢によ  
る降任等及び管理監督職への任  
用の制限の特例)

第八十一条の五 任命権者は、他  
の官職への降任等をすべき管理  
監督職を占める職員について、  
次に掲げる事由があると認める  
ときは、異動期間の末日の翌日  
から起算して一年を超えない期  
間内（当該期間内に次条第一項  
に規定する定年退職日（以下こ  
の項及び第三項において「定年  
退職日」という。）がある職員  
にあつては、異動期間の末日の  
翌日から定年退職日までの期間  
内。次項において同じ。）で異  
動期間を延長し、引き続き当該

管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- 一 当該職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該職員の他の官職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則で定める事由
- 二 当該職員の職務の特殊性を勘案して、当該職員の他の官職への降任等により、当該管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則で定める事由

(2) 任命権者は、他の官職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職（指定職を除く。）であつて、これらの欠員

を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情があるものとして人事院規則で定めるものをいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該職員の他の官職への降任等により、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由があると認めるとときは、異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で異動期間を延長し、引き続き当該職員に異動期間の末日に占めていた管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

③ 任命権者は、前二項又はこの

項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員について、第一項各号に掲げる事由又は前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事院の承認を得て、当該延長された異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職がある職員については、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で当該異動期間を更に延長することができる。ただし、第一項各号に掲げる事由が引き続きあるものとして当該異動期間を更に延長する場合には、当該更に延長される異動期間の末日は、第八十一条の二第一項の規定により定められた異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができ

			<p>④ 前三項に定めるもののほか、これらの規定による異動期間の延長及び当該延長に係る職員の降任又は転任に関し必要な事項は、人事院規則で定める。</p>
		<p>第三目 定年による退職等 (定年による退職)</p>	<p>第二目 定年 (定年による退職)</p>
	<p>第二十二条 檢察官は、年齢が六十五年に達した時に退官する。</p>	<p>第二十二条 檢事総長は、年齢が六十五年に達した時に、その他の検察官は年齢が六十三年に達した時に退官する。</p>	<p>第八十一条の六 職員は、法律に別段の定めのある場合を除き、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日又は第五十五条第一項に規定する任命権者若しくは法律で別に定められた任命権者があらかじめ指定する日（以下「定年退職日」という。）に退職する。</p>
②	<p>前項の定年は、年齢六十五年</p>	<p>第八十一条の二 職員は、法律に別段の定めのある場合を除き、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日又は第五十五条第一項に規定する任命権者若しくは法律で別に定められた任命権者があらかじめ指定する日（以下「定年退職日」という。）に退職する。</p>	<p>第八十一条の二 職員は、法律に別段の定めのある場合を除き、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日又は第五十五条第一項に規定する任命権者若しくは法律で別に定められた任命権者があらかじめ指定する日（以下「定年退職日」という。）に退職する。</p>
②	<p>前項の定年は、年齢六十年とす</p>		

とする。ただし、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより

定年を年齢六十五年とすることに著しく不適当と認められる官職を占める医師及び歯科医師その他他の職員として人事院規則で定める職員の定年は、六十五年を超えて七十年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢とする。

る。ただし、次の各号に掲げる職員の定年は、当該各号に定める年齢とする。

一 病院、療養所、診療所等で人事院規則で定めるものに勤務する医師及び歯科医師 年齢六十五年

二 庁舎の監視その他の庁務及びこれに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるもの 年齢六十三年

三

前二号に掲げる職員のほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢六十年とすることが著しく不適当と認められる官職を占める職員で人事院規則で定めるもの 六十年を超えて六十五年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢

③

前二項の規定は、臨時の職員その他他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない官職を占める職員には適用しない。

【検察官には適用なし】

## (定年による退職の特例)

第八十一条の三 任命権者は、定年

規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、その職員をその定期退職日において従事していた職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。ただし、第八十一条の五第一項から第三項までの規定により異動期間を延長した管理監督職を占

ると認められる十分な理由があるときは、同項の規定にかかわらず、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。

める職員のうち、その職員に係る定年退職日までに他の官職への降任等をしなかつたものについては、同条第一項各号に掲げる事由があるものとして当該延長をし、かつ、人事院の承認を得た場合に限るものとし、その期限は、第八十一条の二第一項の規定により定められた異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

- 一 前条第一項の規定により退職すべきこととなる職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則で定める事由
- 二 前条第一項の規定により退職すべきこととなる職員の職務の特殊性を勘案して、当該職員の退職により、その職員

が占める官職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院

規則で定める事由

② 任命権者は、前項の期限又は

この項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の

前項各号に掲げる事由が引き続

きあと認められる十分な理由

があるときは、人事院の承認を

得て、当該延長された期限の翌

日から起算して一年を超えない

範囲内で期限を延長することができ

できる。ただし、その期限は、その

範囲内で期限を延長することができ

できる。ただし、その期限は、その

範囲内で期限を延長することができ

できる。ただし、その期限は、その

範囲内で期限を延長することができ

できない。

ない。

② 任命権者は、前項の期限又はこ

の項の規定により延長された期限

が到来する場合において、前項の

事由が引き続き存すると認められ

る十分な理由があるときは、人事

院の承認を得て、一年を超えない

範囲内で期限を延長することができ

る。ただし、その期限は、その

職員に係る定年退職日の翌日から

起算して三年を超えることができ

ない。

項ただし書に規定する職員につては、第八十一条の二第一項の規定により定められた異動期間の末日）の翌日から起算して三年を超えることができない。

【検察官には適用なし】

(新設)

③ 前二項に定めるもののほか、  
定年に達した職員を引き続き勤  
務させることに関し必要な事項  
は、人事院規則で定める。

【特例不要】

【検察官に適用】

(職員の意に反する降給等の処分  
に関する説明書の交付)

(職員の意に反する降給等の処分  
に関する説明書の交付)

第八十九条 職員に対し、その意に  
反して、降給（他の官職への  
降任等に伴うものを除く。）、  
第八十九条 職員に対し、その意に  
反して、降給し、降任し、休職し  
、免職し、その他これに対しいち  
じるしく不利益な処分を行い、又  
は懲戒処分を行わうとするときは  
、その処分を行う者は、その職員  
に対し、その処分の際、処分の事  
由を記載した説明書を交付しなけ  
ればならない。

第八十九条 職員に対し、その意に  
反して、降給（他の官職への  
降任等に伴うものを除く。）、  
第八十九条 職員に対し、その意に  
反して、降給し、降任し、休職し  
、免職し、その他これに対しいち  
じるしく不利益な処分を行い、又  
は懲戒処分を行わうとするときは  
、その処分を行う者は、その職員  
に対し、その処分の際、処分の事  
由を記載した説明書を交付しなけ  
ればならない。

その職員に対し、その処分の際  
、処分の事由を記載した説明書  
を交付しなければならない。

## 附 則

**第三条** 令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に

おける第二十二条第一項の規定の適用については、同項中「検察官は、年齢が六十五年」とあるのは、「検事総長は、年齢が六十五年に達した時に、その他検察官は、年齢が六十四年」とする。

## 【参照】

第二十二条 檢察官は、年齢が六十五年に達した時に退官する。

② 次長検事及び検事長は、年齢が六十三年に達したときは、年

齢が六十三年に達した日の翌日  
に、検事に任命されるものとす  
る。

(新設)

## 附 則

第一条～第十八条 (略)

第十九条 平成三十三年四月一日  
から平成四十一年三月三十一日

(新設)

## 附 則

第一条～第十八条

(略)

まで	三十一日	五年三月	平成三十一年	一日から	三年四月	平成三十一年	平成三十一年
						六十一一年	
							六十六年

の区分に応じ、同項中「六十五年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同項ただし書中「七十年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

## 附 則

第一条～第十八条

(略)

三十 一日	一年 三月	平成 四十	一 日 か ら	九 年 四月	平成 三十	ま で	三 十 一 日	九 年 三月	平成 三十	一 日 か ら	七 年 四月	平 成 三十	ま で	三 十 一 日	七 年 三月	平成 三十	一 日 か ら	五 年 四月	平 成 三十
						六 十 四 年							六 十 三 年					六 十 二 年	
						六 十 九 年							六 十 八 年					六 十 七 年	

**第四条**

法務大臣は、当分の間、

検察官（検事総長を除く。）が

年齢六十三年に達する日の属する年度の前年度において、当該

検察官に対し、法務大臣が定める準則に従つて、当該検察官が

年齢六十三年に達する日（の翌日）

以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する規定に係る情報を提供するものとするともに、同日以後における勤務の意思を把握するよう努めるものとする。

（新設）

2～5（略）

まで

第二十条 任命権者は、当分の間、

職員（法律により任期を定めて任用される職員その他の人事院規則で定めるものを除く。）

が年齢六十年（平成三十一年改

正法第A条の規定による改正前

の第八十一条の二第二項各号に

掲げる職員に相当する職員とし

て人事院規則で定める職員につ

いては、当該各号に定める職員

の年齢。以下この条において同じ。）に達する日の属する年度

の前年度において、当該職員に

対し、人事院規則で定めるところにより、当該職員が年齢六十年に達する日の翌日以後に適用

される任用、給与及び退職手当に関する規定に係る情報を提供

（新設）

2～5（略）

するものとするとともに、同日  
以後における勤務の意思を把握  
するよう努めるものとする。